

○「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>8の14 規則第8条の14に規定するストック・オプション若しくは自社株式オプションの付与又は自社の株式の交付に関する注記の対象となる取引は、「ストック・オプション等に関する会計基準」又は「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」が適用される取引をいうものとする。</p>	<p>8の14 規則第8条の14に規定するストック・オプション若しくは自社株式オプションの付与又は自社の株式の交付に関する注記の対象となる取引は、「ストック・オプション等に関する会計基準」が適用される取引をいうものとする。</p>
<p>8の16 規則第8条の16第1項に規定する「自社の株式を交付している場合」には、取締役又は執行役に報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益をいう。）として自社の株式を無償で交付する場合が含まれることに留意する。この場合における同項の注記の用語については、「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」に定める用語の例によるものとする。</p>	<p>(新設)</p>